

令和8年度 伊勢市地域おこし協力隊（伊勢の情報発信部門）募集要項

伊勢市は、三重県の中東部、伊勢平野の南端部に位置する、比較的温暖な気候に包まれた都市です。北は伊勢湾に面し、中央には宮川や五十鈴川、勢田川が流れ、また、東から南にかけては朝熊岳、神路山、前山、^{しゅうれい}鷲嶺といった山々が連なり、西には大仏山丘陵が広がる緑豊かな都市でもあります。

また、古くから「お伊勢さん」「日本人の心のふるさと」と呼び親しまれてきた伊勢神宮が鎮座し、歴史と文化に富んだ名所・旧跡へ多くの観光客が訪れる、国内屈指の観光都市として栄えてきました。

一方で、都市機能が集まり、社会経済活動の中心地区となっている中心市街地は、古くから外宮の鳥居前町として栄え、まちの発展を支えてきましたが、人口減少や交通環境の変化、郊外への大型店の出店、観光客の内宮周辺への一極集中などを要因とした来街者の減少により、活力の低下が懸念されています。

そこで、本市では都市部から地域活性化に意欲のある人材を積極的に誘致し、これまでにない新たな視点により地域の魅力を引き出し、活性化を目指すとともに、協力隊員の定住を図ることを目的として「地域おこし協力隊」を募集します。

1 募集人数 1名

2 募集部門 伊勢の情報発信部門

3 業務内容

中心市街地などの地域の活性化を目指し、伊勢の食文化・産業等に関する情報発信を行うとともに、観光客等の周遊促進に資する取組みや訪れた観光客等の滞在時間延伸に資する取組みを実施してもらいます。

(1) 具体的な業務内容

本件で募集する地域おこし協力隊員は、伊勢市及び（5）協力企業と連携しながら、次の①及び②に取り組んでももらいます。

①伊勢の食・産業等の情報発信に関する取組

②市内への誘客 PR を図る取組

【業務の例示】

具体的な業務は、次に例示するとおり。これらは例示であり、上記①及び②の範囲内で、これら以外の業務にも取り組むことがある。

- ・外宮参道を含む中心市街地を主なフィールドとした、情報発信を行うコンテンツ調査に関する業務
- ・情報発信を行うコンテンツ制作にヒントを得るための、観光客等との交流に関する業務
- ・SNS等を用いて、伊勢の食・産業等に関する情報発信に関する業務

【業務のビジョン（イメージ）】

1年目	<ul style="list-style-type: none"> ・外宮参道や伊勢の食・産業等に関するコンテンツ調査を通じて、中心市街地や地域資源等への理解を深める。 ・キクイチ分室での交流等を通じて、観光客等の消費者が求める情報やサービス等のニーズを把握する。 ・活動を通じて発掘したコンテンツを、消費者のニーズを踏まえ、SNS等で情報発信を行う。
2年目	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目に引き続きコンテンツ調査やニーズ調査を行い、発信内容の改善・精度向上に反映させ、継続的に情報発信を行う。 ・SNS等を通じて伊勢市に関心を持った層に向け、実際に誘客に繋げるためのイベント等を企画・実施する。
3年目	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目、2年目の経験を活かし、個々の業務を効果的に実施する。
任期後	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動で得た知識、経験を活かして就職又は起業し、市内に定住する。

※このイメージはあくまで一例です。業務の予定等については、市や協力企業と十分に協議し、進捗状況に応じた取組みを行ってまいります。

(2) 業務の場所

伊勢市内を基本とし、必要に応じて市外も含みます。

(3) 活動場所

キクイチ分室（三重県伊勢市本町6番4号シャレオサエキビル2階）など

(4) 協力企業

JUING 合同会社（三重県伊勢市本町6番4号）

(5) 協力企業概要（協力企業による自己紹介文）

JUING 合同会社は、伊勢のまちが神宮を通じて大切にしてきた「人が自然と共生するために大切な循環型の文化」を、神宮の鎮座する伊勢・外宮参道から、多くの日本人や世界中の人々に伝えたいという理念のもと、まちづくりに携わる方々が平成21年に設立しました。

長年、外宮参道に面する店舗などで構成された外宮参道発展会の事務局を担っており、観光交流拠点「伊勢菊一」・「キクイチ分室」の整備、手荷物預かりの実施、参道全域のwi-fi フリースポット化など様々な活動を推進してきました。

令和7年度から開始した第63回神宮式年遷宮について、令和15年の実施が見込まれる遷御に向け、神宮を中心に育まれてきたまちの歴史と文化を多くの人に感じてもらえるように取組みを進めていきます。

4 求める人材像

次に掲げる人材像に当てはまる方を歓迎します。

- (1) 伊勢の魅力を対外的に発信する意欲がある方
- (2) SNSを使った情報発信が得意な方

- (3) 好奇心が強く、伊勢のまちや人の魅力を積極的に見つけられる方
- (4) 人と関わることが好きで、他者と力を合わせてゴールをめざすことができる方
- (5) 英語でのコミュニケーションが可能で、外国人向けに情報発信ができる方
- (6) 上記の他、伊勢の中心市街地のために頑張る意欲がある方

5 委嘱形態・契約期間

- (1) 個人事業主として、伊勢市と委託契約を締結してもらいます。伊勢市及び協力企業との雇用関係はありません。
- (2) 当初の委嘱期間は、活動開始日（8月初旬の予定）から同一年度の年度末までとなります。
ただし、業務の実績等を勘案し、活動開始日から起算して最長で3年間まで延長（契約更新）することができます。
- (3) 市が委託する業務以外の副業を行うことができます。

6 活動日数等

隊員の活動日数は、原則として1か月につき20日間とします。
また、活動時間は1日7時間、週35時間程度を基本とします。

7 報酬

下記の(1)、(2)が対象となります。

なお、生活に必要な家財道具、家電製品、光熱水費等は自己負担です。

- (1) 地域活動の対価
月額上限291,000円
※1時間あたり2,080円を基準に活動時間に応じて算出します。
- (2) 地域活動に必要な経費
 - ・市内住居の賃借料（月額55,000円以内）
 - ・活動に要する消耗品費（1物品30,000円以内）
 - ・活動に要する車両の燃料費（予算の範囲内）
 - ・協力隊に関する研修会等への旅費及び参加費（予算の範囲内）
 - ・その他市長が必要と認めたもの（予算の範囲内）

8 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす方が応募できます。

- (1) 応募時点で、都市地域^{※1}又は条件不利区域を除く一部不利地域^{※2}にお住まいの方で、契約締結後に生活の拠点を伊勢市に移し、伊勢市に住民票を異動することができる方
- (2) 任期終了後も伊勢市に定住し、起業又は就業する意欲のある方
- (3) 普通自動車運転免許を有する方
- (4) 心身ともに健康で、誠実に職務に取り組むことができる方
- (5) 基本的なパソコンの操作（メールの送受信、文書作成及び表計算）ができる方

(6) SNS (X、Instagram、Facebook 等) による情報発信ができる方

※1：過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法いずれかの対象地域・指定地域を有する市町村を「条件不利地域」といい、これに該当しない市町村を「都市地域」という。

※2：「条件不利地域」のうち、過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村を「全部条件不利地域」といい、全部条件不利地域以外の市町村を「一部条件不利地域」という。「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域を「条件不利区域」という。

9 任用期間中の居住地

伊勢市内

10 待遇・福利厚生

市との雇用関係はないため、健康保険及び年金保険料等は自己負担です。国民健康保険、国民年金に加入してください。

11 応募方法（郵送のみ）

(1) 応募期限 令和8年7月7日（火）【必着】

(2) 提出書類 ①伊勢市地域おこし協力隊応募用紙（所定様式）
②住民票の写し（コピー不可、3ヶ月以内に取得したもの）
③普通自動車運転免許証のコピー

(3) 応募先 15に記載

12 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考）

書類選考の上、合否の結果を文書で通知します。

※応募用紙で書類審査を行いますので、応募用紙にある「応募動機・活動への考えについて」はできるだけ詳しく記載してください。

※提出された書類はお返しいたしません。

※提出された個人情報、本事業の目的以外には使用しません。

(2) 第2次選考（最終選考）

第1次選考合格者を対象に、個別面接による審査を行います。

面接日は、令和8年7月15日、22日、23日のいずれかを予定しており、詳細は第1次選考の合格者に通知します。第1次選考の合否通知後すぐの実施となるため、応募時点で出席をご予定ください。

【面接会場】伊勢市役所内会議室（三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号）

(3) 最終選考結果の通知

最終選考結果は第2次選考受験者全員に文書で通知します。

なお、選考内容については開示しません。

13 活動開始予定日

具体的な活動開始日は最終選考結果通知日以降とし、最終選考合格者と相談のうえ決定します。

14 その他

(1) 業務中に発生した事故について、原則として市は一切の責任を負いません。

(2) 住民票の異動は必ず契約締結日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募資格者でなくなり、契約できませんのでご注意ください。

15 応募・お問い合わせ先

伊勢市 産業観光部商工労政課 商工係（担当：濱地・福田）

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

電話：0596-21-5512、Eメール：syoko@city.ise.mie.jp